

令和7年度 徳島市上下水道局インターンシップの実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が実施する学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、学生に就業体験の機会を設け、就業意識の向上及び上下水道局の事業に対する理解の促進を図ることを目的とする。

(実習対象者)

第2条 インターンシップにより上下水道局において実習を行う対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を含む。）、大学院及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生（ただし、高等専門学校については、第4学年以上に在籍する学生に限る。以下「学生」という。）のうち、服務規律を遵守することが確実であると判断された者とする。

(報酬等)

第3条 上下水道局は、インターンシップにより上下水道局において実習を行う学生（以下「インターンシップ生」という。）に対して、報酬又は賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。ただし、実習の実施に伴い生じる交通費については、この限りでない。

(実習期間)

第4条 インターンシップの実習期間は、原則として学生の夏期休業中の一定期間とし、上下水道局総務課長（以下「総務課長」という。）が定める。

(実習時間)

第5条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、総務課長が必要と認める場合は、実習時間を変更することができるものとする。

(服務)

第6条 インターンシップ生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

2 インターンシップ生は、実習時間中、上下水道局の職員が遵守すべき法令、条例等並びに総務課長及びインターンシップ生の指導及び監督を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。

3 インターンシップ生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

4 インターンシップ生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に総務課長及び実習担当者の承認を得なければならない。

5 インターンシップ生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。ただし、やむを得ず事前の連絡ができなかった場合は、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

(誓約)

第7条 インターンシップ生は、別途定める誓約書を、事前に上下水道局に対して提出しなければならない。

(実習担当者、実習プログラム及び受入所属の役割)

第8条 インターンシップ生が実習を行う所属の長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該所属内において、職員の中から、実習担当者を指名するものとする。

2 実習担当者は、インターンシップ実習の内容等を定めた実習プログラムを定めるものとする。

(実習の中止)

第9条 総務課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) インターンシップ生が第6条の規定による服務義務に従わない場合その他の実習を継続することが困難であるとき。
- (2) 実習を継続することにより業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

(事故責任等)

第10条 インターンシップ生は、実習中の事故等に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

(衛生管理)

第11条 インターンシップ生は、作業にあたっては関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意しなければならない。

2 総務課長は、必要と認められる場合にはインターンシップ生に対し、水道法第21条第1項に規定する健康診断を行わせることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、別途定めることとする。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から実施する。